

(証券コード4673)
2022年2月9日

株 主 各 位

東京都港区三田二丁目11番15号
川崎地質株式会社
代表取締役社長 栃本泰浩

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示され2022年2月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前10時（受付開始（予定）午前9時）
2. 場 所 東京都港区三田三丁目12番12号
笹川記念会館 4階 鳳凰の間
3. 目的事項
報告事項 第71期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kge.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

第71期事業報告

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、前年から続く新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、首都圏など大都市圏を中心に度重なる緊急事態宣言が発令された事もあり弱含みに推移しましたが、ワクチン普及とともに緊急事態宣言が解除され、国内の個人消費意欲の回復、大手企業の企業心理改善など先行きに明るさが見え始めています。

しかしながら新たな変異株の拡大懸念、原油価格の上昇、世界的な半導体不足に加え米中の対立問題など、いまだ不透明感が残ることに留意する必要があります。

当社を取り巻く建設コンサルタントおよび地質調査業界におきましては、2018年12月に策定された国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き一昨年12月に予算規模15兆円の「防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策」が策定されました。

これによりさらなる受注競争の激化はあるものの、国内公共事業を取り巻く環境は、おおむね堅調に推移するものと予想されます。

当社は事業内容の性質上、一般的に新型コロナウイルス感染症の影響を受けると考えられる事柄との関係性は低い事業であり、現時点では着工中案件の中断等はないものの、当社社員をはじめとする関係者の安全を最優先とする方針のもと、在宅勤務・時差通勤・会議等のWEB化等の奨励や業務中のマスク着用徹底など、予防や拡大防止に対して適切な管理体制を継続しております。

こうした状況の中、当社はコア技術を活かした点検、診断、維持対策工法検討など予防保全業務に注力するとともに、地質リスクに対応した保有・先端技術を活かした提案力をもって、震災等の復興と国土強靱化推進業務をはじめとする自然災害・防災関連等の業務、道路・下水道維持管理をはじめとするインフラメンテナンス業務、再生可能エネルギー、海洋資源開発等、関連業務に全社員協力一致のもと取り組んだ結果、当事業年度の経営成績は、次のとおりとなりました。

受注高は、期首より堅調に推移したことに加え、大型案件確保が寄与し、89億72百万円（前事業年度比2億82百万円増（3.2%増））となりました。

売上高は87億55百万円（前事業年度比10億91百万円増（14.2%増））、営業利益5億1百万円（前事業年度比3億29百万円増（191.4%増））、経常利益5億58百万円（前事業年度比3億2百万円増（117.9%増））、当期純利益は3億44百万円（前事業年度比2億27百万円増（194.6%増））となりました。

(対象区分別の売上構成)

(単位：千円)

事業の内容	対象区分	内 容	金 額	前期比	構成比
地質調査	治山・治水 農林・水産	河川・ダム・砂防・治山・海岸・ 地すべり・急傾斜・農地造成・干 拓・埋め立て・農業水路・農道・ 林道・漁港・漁場	2,604,334	109.61	29.75
土質調査	運輸施設	道路・鉄道・橋梁・トンネル・港 湾・空港・浚渫・人工島・上下水 道・情報・通信	3,597,683	111.94	41.09
環境調査	上下水道 情報通信				
防災調査	建築・土地 造成	超高層建物・一般建築物・鉄塔・ レジャー施設・地域再開発・土地 造成	352,096	102.27	4.02
海洋調査					
測 量	エネルギー ・資源	発電所・送電・備蓄施設・地熱エ ネルギー・自然エネルギー・水資 源・温泉・鉱床・海底資源	1,704,284	130.81	19.47
建設計画					
設 計	環 境 災 害 保 全	土壌・騒音・振動・水質・大気・ 動植物生態調査・廃棄物処理施 設・地盤沈下・地震災害・火山災 害	457,684	118.53	5.23
施工管理					
工 事	そ の 他	遺跡・埋蔵文化財・学術調査・基 礎調査・その他	39,170	97.17	0.44
	合	計	8,755,254	114.24	100.00

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました、当社の設備投資の総額は325,142千円で、その主なものはシステム更新および弊社研究所新築工事に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

長期運転資金として社債による資金調達5億円を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

①第4次中期経営計画のレビュー

第4次中期経営計画（第69～71期）の業績および重点施策の取組み結果は下表のとおりで、第71期において目標を達成することができました。

（第4次中期経営計画のレビュー）

単位：円、営業利益の（）は売上高比

業 績	目標	71期	売 上 高	78.0億	営 業 利 益	2.70億（3.46%）	当 期 純 利 益	1.25億	
	実績			69期		75.9億		1.25億（1.65%）	1.41億
				70期		76.6億		1.72億（2.24%）	1.16億
				71期		87.5億		5.01億（5.73%）	3.44億
重 点 施 策	コア事業の維持拡大		総合評価対応力強化により国土交通省業務の受注を拡大（71期受注は、70期比103%、69期比125%） など						
	事業領域の選択		洋上風力発電プロジェクトの海底地盤調査の受注を拡大（70・71期で、総売上高比12.8%）						
			老朽化インフラ整備事業に係り、チャープ式地中レーダ探査を適用した実証実験を実施 など						

②第5次中期経営計画の基本方針

第71期の好業績は、大型案件の受注・完成等、国土強靱化や再生可能エネルギーに係る発注量の増加を背景としており、地方自治体の発注状況や業界内での競争激化等の当社に係る受注環境に大きな変化はありません。

そこで、第5次中期経営計画（第72～74期）では、将来に亘って安定した利益を確保できるよう、既存技術力の高度化、事業領域の拡大、サステナビリティ経営を推進し、必要な業務対応面や組織体制の改善に取組みます。

- ・当社が得意とする地質・地盤に係る知見を活かした領域で、解析・検討・設計の業務量を拡大し、利益を確保します。
 - 第71期に着手した上記業務量拡大について、対象業務の計画達成度は売上高122%、粗利益129%でした。対象業務の全体業務比率の計画達成度は、売上高102%、粗利益110%でした。今後、さらにこれらの割合を拡大します。
- ・得意分野や成長分野において事業推進を強化します。
 - 国土強靱化政策に伴う老朽化インフラ整備等において、非破壊調査（地中レーダ）技術を活用し、維持管理の効率化を図る新たなビジネス展開を推進します。
 - 2050年カーボンニュートラルに係る再生可能エネルギー事業で、既存の海洋調査技術を高度化し、洋上風力発電の受注を拡大します。
- ・将来に亘って持続的に発展する企業を目指し、企業価値を向上します。
 - 増加傾向にある女性あるいは若手社員を含め、多様な働き方を選択でき、生産性向上に繋がる働き方改革、ダイバーシティ経営、教育制度の拡充を推進します。
 - DX取組みにより、業務処理の効率化はもとより、新事業の創出や既存技術を適用したビジネスモデルの変革を推進します。

上記の改善取組みを強化することにより、上場企業として将来に亘って安定した経営基盤を構築して参ります。

*第5次中期経営計画については、(<https://www.kge.co.jp/medium-term-plan.html>) をご参照ください。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	第 68 期 (2018年度)	第 69 期 (2019年度)	第 70 期 (2020年度)	第 71 期 (2021年度)
売上高(千円)	7,448,136	7,597,027	7,663,581	8,755,254
営業利益(千円)	161,458	125,166	172,034	501,288
経常利益(千円)	251,798	184,947	256,323	558,482
当期純利益(千円)	129,795	141,053	116,784	344,031
1株当たり当期純利益	151円16銭	163円89銭	135円57銭	398円71銭
総資産(千円)	7,560,680	7,525,416	8,015,620	8,281,208
純資産(千円)	3,144,736	3,263,372	3,329,902	3,686,096
自己資本当期純利益率(%)	4.2	4.4	3.5	9.8

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数および「株式給付信託(BBT)」制度に残存する当社の株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

当社には親会社および子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年11月30日現在)

当社は、建設工事に関連する地質調査、土質調査を中心に環境・防災・海洋調査業務等を行い、これらに関連する測量、建設計画、設計等の業務および工事を事業としております。

(8) 主要な事業所 (2021年11月30日現在)

本 社 東京都港区三田二丁目11番15号
関 東 支 社 東京都港区三田二丁目11番15号
北 関 東 支 店 埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目44番1号
横 浜 支 店 神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地
北 海 道 支 店 北海道札幌市中央区北1条東二丁目5番2号
北 日 本 支 社 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番16号
北 陸 支 店 新潟県新潟市中央区紫竹山五丁目7番5号
中 部 支 社 愛知県名古屋市中東区上社二丁目184番地
西 日 本 支 社 大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
神 戸 支 店 兵庫県神戸市中央区花隈町3番35号
中 国 支 店 広島県広島市安佐南区祇園三丁目40番1号
四 国 支 店 愛媛県松山市山西町801番地4
九 州 支 社 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番34号
事務所・営業所 釧路・函館・青森・盛岡・宮古・秋田・山形・福島・
宇都宮・群馬・水戸・千葉・川崎・長野・
浜松・佐渡・上越・岐阜・三重・南大阪・滋賀・奈良・
和歌山・岡山・山口・高知・大分・長崎・熊本・宮崎・
鹿児島・沖縄
駐在員事務所 ベトナム国ハノイ

(9) 従業員の状況 (2021年11月30日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
332名	11名増

(注) 従業員人数には理事4名を含み、社外への出向者3名および休職者を除いております。

(10) 主要な借入先 (2021年11月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	550,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	500,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	55,000

2. 会社の株式に関する事項 (2021年11月30日現在)

- (1) 発行済株式の総数 1,057,980株
 (2) 発行可能株式総数 3,400,000株
 (3) 株主数 992名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	87,469	9.84
三 木 幸 藏	56,000	6.30
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	42,357	4.76
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	32,973	3.71
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	32,180	3.62
川 崎 地 質 従 業 員 持 株 会	24,531	2.76
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	24,120	2.71
友 田 万 里 子	22,000	2.47
内 藤 正	20,960	2.36
みずほ信託銀行株式会社	15,600	1.75

(注) 1. 持株比率は自己株式(168,906株)を控除して記載しております。

2. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式数は、役員への業績報酬の一環である「株式給付信託(BBT)制度」および従業員の福利厚生サービスの一環である「株式給付信託(J-ESOP)制度」を含んでおります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取 締 役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	1,290株	9名
社 外 取 締 役 (監査等委員であるものを除く)	-	-
監 査 等 委 員 である取締役	-	-

(注) 上記は退任した当社役員に対して交付された株式も含めて記載されております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年11月30日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
内藤 正	代表取締役会長	
栃本 泰浩	代表取締役社長	
中山 健二	取締役常務執行役員	監査統括部長
西岡 吉彦	取締役常務執行役員	西日本事業管掌
太田 史朗	取締役常務執行役員	事業企画部長兼 東日本事業管掌
宮本 高行	取締役執行役員	事業企画部技師長
土子 雄一	取締役執行役員	経営管理本部財務企画部長
関 昌一	取締役執行役員	経営管理本部長
相山 外代司	取締役(常勤監査等委員)	
今井 實	取締役(監査等委員)	税 理 士
小代 順治	取締役(監査等委員)	弁 護 士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)今井實、小代順治の両氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)今井實氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)小代順治氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役(監査等委員)相山外代司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は今井實氏を取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当事業年度中における取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日	異動後	異動年月日
栃本泰浩	代表取締役社長 戦略企画本部長			代表取締役社長	2021年4月1日
西岡吉彦	取締役常務執行役員 西日本支社・中部支社管掌			取締役常務執行役員 西日本事業管掌	2021年4月1日
太田史朗	取締役執行役員 北日本支社長	取締役常務執行役員 北日本支社長	2021年2月25日	取締役常務執行役員 事業企画部長兼 東日本事業管掌	2021年4月1日
宮本高行	取締役執行役員 戦略企画本部技師長			取締役執行役員 事業企画部技師長	2021年4月1日
土子雄一	取締役執行役員 財務企画部長			取締役執行役員 経営管理本部 財務企画部長	2021年4月1日
関 昌一	執行役員 経営管理本部長	取締役執行役員 経営管理本部長	2021年2月25日		

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で、締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の対象者（役員、執行役員、重要な使用人等）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の損害賠償請求による損害が填補されることとなります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）相山外代司氏、今井實氏および小代順治氏は、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

- ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は2016年2月26日開催の第65期定時株主総会において年額180,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は同総会において年額38,400千円以内と決議しておりますが、当該決議時の取締役員数は取締役（監査等委員である取締役を除く）が8名、監査等委員である取締役は3名であります。役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に係る方針につきましては、以下のとおりであります。なお取締役会は当事業年度に係る報酬等についてその内容の決定方法やその決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役の報酬等は、各取締役の職責や役位に応じて支給する基本報酬と、会社業績に応じて支給する賞与および株式報酬で構成されております。

基本報酬は月例の固定報酬とし、代表取締役会長 内藤正（経営全般）と代表取締役社長 栃本泰浩（事業推進全般）が株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役職、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。2名の代表取締役を決定権者とした理由は、各取締役の当社全体の業績等への関与・責任度合いについて評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

賞与は定性評価基準として、各取締役の経営への貢献度（使用人部分を除く）を総合的に評価しております。

株式報酬は定量評価の基準として、売上高・営業利益の年度毎の達成状況を評価し役位に応じてポイントを付与しております。当該指標を定量評価の基準としている理由をいたしましては、当社株価の変動を大きく左右すると判断したためであります。

なお、当事業年度は売上高、営業利益ともに目標を達成したため、最終ポイント付与時の達成係数は、1.0を採用しました。

なお、株式報酬は上記取締役報酬の限度額とは別枠であります。

3. 監査等委員である取締役

監査等委員の報酬等の額は、固定報酬である「基本報酬」のみで構成し、その具体的な金額は、①に記載の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議の上、定めております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬 (BBT)	
取締役 (監査等委員を除く)	60,786	47,350	8,000	5,436	9
取締役 (監査等委員)	8,400	8,400	—	—	1
社外取締役 (監査等委員)	6,000	6,000	—	—	2

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員を除く）は8名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。
2. 上記には2021年2月25日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 株式報酬（BBT）の対象となっている取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）は9名です。
4. 当事業年度における業績連動報酬は賞与および株式報酬（BBT）であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）
および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	今 井 實	当事業年度に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査等委員会に16回中16回出席いたしました。 税理士の資格を有し、特に財務会計について最新の知見をもって、会計監査人との面談や取締役会および監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小 代 順 治	当事業年度に開催された取締役会に14回中14回出席し、監査等委員会に16回中15回出席いたしました。 弁護士の資格を有し、特にコンプライアンスについての最新の知見をもって、会計監査人との面談や取締役会および監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 みおぎ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年2月25日開催の第70期 定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

(2) 報酬等の額

区 分	支払額 (千円)
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、関係部門および会計監査人より必要な情報の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められた場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任の方針に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 法令遵守体制の円滑な運営を図るために、当社行動綱紀、コンプライアンス規程を定める。内部統制委員会を設け、内部統制システムの構築・改善・維持を推進する。法令遵守・内部統制の実施・維持は監査統括部が担当する。法令遵守・内部統制に係る規程・ガイドラインの策定等の立案は各担当部署においてもできるものとする。
- ロ 取締役は、当社における重大な法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告し、遅滞なく取締役会にも報告するものとする。
- ハ 法令違反、その他法令遵守に関する重大な事実についての社内報告体制を担保するために、社内通報規程に基づき社内通報システムを整備する。
- ニ 監査等委員は、当社の法令遵守体制、社内通報システムの運用に問題があると認められる場合には、改善の策定を求めることができる。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内情報管理規程・文書管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、業務執行に係るリスクについて、個々の管理責任者をおき、リスクの把握と管理をする体制を整備する。
- ロ リスク管理体制の円滑な運用を図るためリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、管理責任者が、リスク管理並びに対応・対処を行う。重大なる不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて情報連絡チームや社外アドバイザーを組織し、迅速な対応を行い、被害損失の拡大を防止する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回・必要に応じて適時臨時の取締役会を開催し、その審議を経て執行決定を行う。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行は、当社規程の定めに基づき実施する。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
当社が、企業集団として経営する体制となったときに本項を規定する。
- ⑥ 当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制、及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び社員に対する指示の実効性確保に関する事項
 - イ 監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人に関する監査等委員補助者規程を定め、監査等委員からの申請があったときに監査等委員補助者を任命する。
 - ロ 監査等委員補助者の人事に係る事項は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定し、監査等委員補助者の独立性を確保する。
 - ハ 監査等委員からの指示の実効性を確保するため、監査等委員補助者は、その職務に関して監査等委員の指揮命令のみに服す。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、並びに報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は、法令違反並びに法令遵守に関する重大な事実が、当社業務や業績に重要な影響をおよぼすと判断される場合には、都度、監査等委員会に報告するものとする。監査等委員会が選定する監査等委員は、前記に関わらず、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ロ 社内通報規程の運用により、監査等委員会への法令違反・その他法令遵守に関する円滑な報告体制を確保する。
 - ハ 当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じないとともに、取引関係も含めた一切の関係を遮断する。また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は監査等委員会制度を採用しており、取締役会、監査等委員会の各機関を設置しております。取締役会は監査等委員である取締役3名を含む11名で構成されており、監査等委員会は1名の取締役（常勤監査等委員）と2名の社外取締役である取締役（監査等委員）で構成されています。

当社は、取締役会において内部統制基本方針の見直しを定期的に行い、その実施状況を、毎月開催する取締役会で報告する体制を採っております。当社業務の執行状況が当社取締役会で報告されることにより、社外取締役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、取締役（常勤監査等委員）は、当社取締役会のほか社内的重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,800,450	流 動 負 債	3,265,000
現金及び預金	1,025,514	調査未払金	514,028
受取手形	11,208	短期借入金	1,450,000
完成調査未収入金	2,711,972	一年内償還予定社債	100,000
未成調査支出金	981,719	一年内返済予定長期借入金	30,000
材料貯蔵品	836	リース債務	95,758
前払費用	64,747	未払金	21,188
その他	4,727	未払費用	326,666
貸倒引当金	△275	未払消費税等	151,996
固 定 資 産	3,480,757	未払法人税等	196,096
有 形 固 定 資 産	2,482,643	未成調査受入金	337,208
建物	541,626	預り金	41,309
構築物	233	前受収益	748
機械及び装置	84,795	固 定 負 債	1,330,110
車両運搬具	0	社債	400,000
工具、器具及び備品	1,767	長期借入金	25,000
土地	1,505,183	リース債務	284,441
リース資産	305,372	退職給付引当金	558,330
建設仮勘定	43,663	長期未払金	4,006
無 形 固 定 資 産	111,348	預り保証金	58,332
ソフトウェア	36,929	負 債 合 計	4,595,111
リース資産	64,407	純 資 産 の 部	
電話加入権	10,012	株主資本	3,510,412
投資その他の資産	886,765	資本金	819,965
投資有価証券	451,091	資本剰余金	826,345
出資金	8,420	資本準備金	826,345
長期貸付金	2,042	利益剰余金	2,412,431
長期前払費用	119,673	利益準備金	143,748
繰延税金資産	175,370	その他利益剰余金	2,268,682
差入保証金	44,473	買換資産圧縮積立金	82,208
その他	88,695	別途積立金	1,126,000
貸倒引当金	△3,000	繰越利益剰余金	1,060,473
資 産 合 計	8,281,208	自 己 株 式	△548,328
		評価・換算差額等	175,684
		その他有価証券評価差額金	175,684
		純 資 産 合 計	3,686,096
		負 債 純 資 産 合 計	8,281,208

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,755,254
売 上 原 価		6,101,563
売 上 総 利 益		2,653,691
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,152,402
営 業 利 益		501,288
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	12,246	
雑 収 入	85,759	98,006
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,522	
雑 損 失	23,289	40,811
経 常 利 益		558,482
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,702	3,702
税 引 前 当 期 純 利 益		554,780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	244,113	
法 人 税 等 調 整 額	△33,365	210,748
当 期 純 利 益		344,031

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
						買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2020年12月1日 期首残高	819,965	826,345	—	826,345	143,748	82,208	1,126,000	761,839	2,113,797	△553,531	3,206,575
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△44,454	△44,454		△44,454
当期純利益								344,031	344,031		344,031
自己株式の取得										△49	△49
自己株式の処分			△943	△943						943	—
自己株式処分差損 の 振 替			943	943				△943	△943		—
株式給付信託による 自己株式の処分										4,309	4,309
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)											—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	298,634	298,634	5,202	303,836
2021年11月30日期末残高	819,965	826,345	—	826,345	143,748	82,208	1,126,000	1,060,473	2,412,431	△548,328	3,510,412

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年12月1日 期首残高	123,327	123,327	3,329,902
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△44,454
当期純利益			344,031
自己株式の取得			△49
自己株式の処分			—
自己株式処分差損 の 振 替			—
株式給付信託による 自己株式の処分			4,309
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	52,357	52,357	52,357
事業年度中の変動額合計	52,357	52,357	356,194
2021年11月30日期末残高	175,684	175,684	3,686,096

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成調査支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品…………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

主な耐用年数

建物 4～46年

機械及び装置 2～8年

無形固定資産…………… 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（リース資産を除く）

リース資産…………… リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員等の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

5. 収益および費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる業務については工事進行基準（業務の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の業務については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜処理方法を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事進行基準による売上高

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 6,018,907千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

工事進行基準による売上高については、決算日までに発生した工事原価が工事原価総額に占める割合をもって決算日における工事進捗度を見積り（原価比例法）、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

「工事原価総額」

契約案件ごとの実行予算に基づいて見積もっております。実行予算の策定にあたっては施工方法や仕様内容、作業工程に応じて人件費や外注費等の工数を積み上げて策定しております。また、調査着手後も継続的に実行予算に基づく工事原価の事前の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に工事原価総額の見積りの見直しを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

工事原価総額の見積りは、仕様の変更、外注費の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による調査の中断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、工事進行基準による売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,768,240千円
2. 担保資産		
担保に供している資産	建物	371,952千円
	土地	1,225,895千円
上記に対応する債務	短期借入金	650,000千円
	1年内償還予定社債	100,000千円
	社債	350,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	200千円
仕入高	29,615千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,057,980	—	—	1,057,980
合計	1,057,980	—	—	1,057,980
自己株式				
普通株式	196,556	20	2,101	194,475
合計	196,556	20	2,101	194,475

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当期末株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託Eロ）が所有する「株式給付信託（BBT）制度」の株式が含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の増加20株は単元未満株式の買取によるものであります。
3. 自己株式（普通株式）の減少2,101株は「株式給付信託（BBT）制度」の保有残高減少によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った配当金の支払い額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年2月25日 定時株主総会	普通株式	22,227千円	25円	2020年 11月30日	2021年 2月26日
2021年7月13日 取締役会	普通株式	22,226千円	25円	2021年 5月31日	2021年 8月6日

(注) 2021年2月25日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）および株式給付信託（BBT）制度」が保有する当社株式に対する配当金2,249千円が含まれており、2021年7月13日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）および株式給付信託（BBT）制度」が保有する当社株式に対する配当金2,196千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,226千円	25円	2021年 11月30日	2022年 2月28日

(注) 2022年2月25日定時株主総会決議予定による配当金の総額には、「株式給付信託（J-ESOP）および株式給付信託（BBT）制度」が保有する当社株式に対する配当金2,186千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12,401千円
未払事業所税	1,340千円
退職給付引当金	170,960千円
長期未払金	1,226千円
投資有価証券評価損	2,798千円
関係会社株式評価損	1,530千円
賞与	79,839千円
その他	22,743千円
	<hr/>
繰延税金資産の小計	292,841千円
評価性引当額	△6,627千円
	<hr/>
繰延税金資産の合計	286,214千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	36,281千円
その他有価証券評価差額金	74,562千円
	<hr/>
繰延税金負債の合計	110,844千円
	<hr/>
繰延税金資産の純額	175,370千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また、一時的な余資は運転資金として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および完成調査未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である調査未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払いであります。

社債および借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備等投資資金（長期）であり、償還日（又は返済期日）は決算後、最長で5年あります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、販売管理規程に従い、各支社支店が取引先の状況を定期的にモニタリングし、残高を管理するとともに回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,025,514	1,025,514	—
(2) 受取手形	11,208	11,208	—
(3) 完成調査未収入金	2,711,972	2,711,972	—
(4) 投資有価証券	430,091	430,091	—
資 産 計	4,178,786	4,178,786	—
(1) 調査未払金	514,028	514,028	—
(2) 短期借入金	1,450,000	1,450,000	—
(3) 長期借入金(※)	55,000	55,193	193
(4) 社債(※)	500,000	500,184	184
負 債 計	2,519,028	2,519,406	378

(※) 1年内返済予定長期借入金および1年内償還予定社債を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 完成調査未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、全て株式であるため取引所の価格によっております。

負債

(1) 調査未払金 (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金 (4) 社債

一定の期間ごとに区分した当該長期借入金および社債の元利金合計額を同様の借入または社債発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	21,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,025,514	—	—	—
(2) 受取手形	11,208	—	—	—
(3) 完成調査未収入金	2,711,972	—	—	—
合 計	3,748,695	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	30,000	25,000	—	—

5. 社債の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	100,000	400,000	—	—

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、主に東京都港区内において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルを所有しております。なお、その一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、当事業年度増減額および時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末の時価 (千円)
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,515,927	△19,187	1,496,740	2,454,068

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度増減額のうち、増加はなく減少は減価償却(19,187千円)であります。
3. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づいております。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する2021年11月期における損益は次のとおりであります。

賃貸収益(千円)	賃貸費用(千円)	差額(千円)	その他(売却損益等) (千円)
60,126	23,574	36,551	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、オフィスとして当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益および当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)は計上されておられません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,268円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 398円71銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年1月18日

川崎地質株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 新 川 良 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 中 村 謙 介 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎地質株式会社の2020年12月1日から2021年11月30日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査統括部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月21日

川崎地質株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 相 山 外代司 ㊞

監 査 等 委 員 今 井 實 ㊞

監 査 等 委 員 小 代 順 治 ㊞

(注) 監査等委員今井實氏及び小代順治氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え安定配当の維持を基本としております。

期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は22,226,850円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年2月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数	取締役会 出席回数
1	再任 内藤 ただし (1945年5月7日生)	1969年4月 当社入社 1998年2月 当社関東支社長 1998年3月 当社理事関東支社長 2001年2月 当社取締役関東支社長 2002年1月 当社取締役東日本支社長 2002年2月 当社常務取締役東日本支社長 2003年2月 当社専務取締役東日本支社長 2003年12月 当社専務取締役事業本部長 2006年2月 当社取締役専務執行役員事業本部長 2009年2月 当社代表取締役社長 2014年2月 当社代表取締役会長（現任） （取締役選任理由） 当社の経営管理部門および事業部門の運営ならびに代表取締役として豊富な経験・実績・見識を有し、当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	20,960株	14回/14回
2	再任 栃本 泰浩 (1961年2月9日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社西日本支社技術部長 2015年3月 当社理事西日本支社シニアエンジニア 2015年4月 当社理事戦略企画本部技術企画部長 2017年2月 当社執行役員西日本事業本部長兼西日本支社長 2018年2月 当社執行役員戦略企画本部長 2018年2月 当社取締役執行役員戦略企画本部長 2020年2月 当社代表取締役社長兼戦略企画本部長 2021年4月 当社代表取締役社長（現任） （取締役選任理由） 当社の事業部門および技術統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、代表取締役として当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	1,520株	14回/14回

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数	取締役会 出席回数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>なか やま けん じ</small> 中山健二 (1957年7月16日生)	1980年4月 当社入社 2002年4月 当社西日本支社技術部長 2007年4月 当社技術本部技術統括部長 2009年4月 当社技術本部技術統括部長 2010年3月 当社理事技術本部技術統括部長 2013年2月 当社執行役員技術本部技術統括部長 2014年2月 当社執行役員技術本部長 2015年2月 当社取締役執行役員事業本部長 2015年4月 当社取締役執行役員首都圏事業本部長 2020年2月 当社取締役常務執行役員監査統括部長(現任) (取締役選任理由) 当社の事業部門、技術統括部門、監査統括部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、内部統括など当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	2,527株	14回/14回
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>おお た し ろう</small> 大田史朗 (1973年7月10日生)	1996年4月 当社入社 2008年9月 当社北日本支社技術部長 2011年3月 当社理事北日本支社技術部長 2011年12月 当社理事北日本支社技術開発部長 2013年2月 当社取締役執行役員北日本支社長 2021年2月 当社取締役常務執行役員北日本支社長 2021年4月 当社取締役常務執行役員事業企画部長兼東日本事業管掌(現任) (取締役選任理由) 当社の事業部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、販路拡大など当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。	2,020株	14回/14回

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	取締役会 出席回数
5	再任 つち こ ゆう いち 土子雄一 (1962年2月23日生)	<p>1984年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>1994年5月 同行国際総括部詰調査役富士銀行信託会社（ニューヨーク）出向</p> <p>2004年7月 みずほ銀行朝霞支店長</p> <p>2007年5月 同行函館支店長</p> <p>2012年11月 みずほフィナンシャルグループグループ人事部人材開発室長</p> <p>2013年12月 当社入社理事財務本部財務・株式部長</p> <p>2015年2月 当社執行役員経営管理本部財務・株式部長</p> <p>2017年2月 当社取締役執行役員経営管理本部財務・株式部長</p> <p>2018年4月 当社取締役執行役員経営管理本部財務企画部長</p> <p>2020年2月 当社取締役執行役員財務企画部長</p> <p>2021年4月 当社取締役執行役員経営管理本部財務企画部長（現任）</p> <p>（取締役選任理由） 金融機関での豊富な経験・実績・見識を有し、財務・株式部門で当社の持続的な発展に尽力しており、今後も企業価値向上を担う者として適任である。</p>	1,415株	14回/14回
6	再任 せき しょう いち 関昌一 (1959年1月15日生)	<p>1981年8月 当社入社</p> <p>2002年4月 当社西日本支社業務部長</p> <p>2006年1月 当社事業本部管理部長</p> <p>2011年3月 当社理事事業本部管理部長</p> <p>2014年4月 当社理事経営管理本部管理部長</p> <p>2018年2月 当社執行役員西日本支社長</p> <p>2020年2月 当社執行役員経営管理本部長</p> <p>2021年2月 当社取締役執行役員経営管理本部長（現任）</p> <p>（取締役選任理由） 当社の経営管理部門および事業部門の運営に係る豊富な経験・実績・見識を有し、収益管理や働き方改革など当社の持続的な発展に尽力しており、当社の企業価値向上を担う者として適任である。</p>	2,435株	10回/10回

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 関昌一氏の取締役会出席回数は、前回総会での就任後の回数を記載しているため、他の候補者と開催回数が異なります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提起された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数	取締役会 出席回数
1	再任 あ い や ま と よ し 相 山 外 代 司 (1949年6月23日生)	1973年4月 当社入社 2000年4月 当社北陸支店技術部長 2001年12月 当社総務部長 2004年3月 当社理事総務・人事部長 2006年12月 当社理事中部支社長 2009年2月 当社執行役員中部支社長 2010年12月 当社執行役員本社付 2011年2月 当社常勤監査役 2016年2月 当社取締役常勤監査等委員（現任）	6,200株	14回/14回
2	再任 社外 独立 い ま い み の ろ 今 井 實 (1947年1月22日生)	1969年4月 東京国税局入局 1991年7月 税務大学校教育第二部教授 1994年7月 荻窪税務署副署長 1995年7月 東京国税局調査第二部 統括国税調査官 1996年7月 同第三部統括国税調査官 1997年7月 東京国税不服審判所国税審判官 1998年7月 小林税務署長 2000年7月 江東西税務署長 2002年7月 東京国税不服審判所国税審判官 2005年7月 本所税務署長 2006年9月 今井實税理士事務所開業（現任） 2012年2月 当社社外監査役 2015年1月 巴工業株式会社社外取締役 2016年2月 当社取締役監査等委員（現任）	一株	14回/14回
3	再任 社外 お じ ろ じ ゅん じ 小 代 順 治 (1949年3月16日生)	1985年3月 司法研修所卒業 1985年4月 弁護士登録 1989年4月 小代法律事務所所長弁護士（現任） 1998年4月 東京家庭裁判所調停委員 2014年2月 当社社外監査役 2016年2月 当社取締役監査等委員（現任）	一株	14回/14回

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 今井實氏および小代順治氏は社外取締役候補者であります。
3. 今井實氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、引き続き当該知見を活かし特に財務会計について、その専門的見地および見識により職務を適切に遂行していただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
なお、今井實氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 小代順治氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有しており、引き続き当該知見を活かし特に法務コンプライアンスについてその専門的見地および見識により職務を適切に遂行していただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。
なお、小代順治氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 本議案が原案通り承認可決され、相山外代司、今井實氏および小代順治の各氏が監査等委員である取締役として再任された場合、当社は各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
6. 当社は今井實氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案通り承認可決された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約と締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提起された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。
各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役の選任効力が満了となりますので、引き続き法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
はす ぬま たつ お 蓮 沼 辰 夫 (1952年9月8日生)	1971年4月 東京国税局入局 2002年7月 税務大学校研究部教授 2008年7月 東京国税局調査第二部統括国税調査官 2012年7月 練馬西税務署長 2013年9月 蓮沼辰夫税理士事務所開業(現任) 2019年1月 巴工業株式会社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 蓮沼辰夫氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 蓮沼辰夫氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格を有しており、その専門的見地および見識により職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 蓮沼辰夫氏が社外取締役に就任した場合、当社は蓮沼辰夫氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約と締結しており、当社取締役を含む被保険者に対する株主等により提訴された損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。
- 候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 蓮沼辰夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員の要件を満たしております。

(ご参考)

取締役候補者の専門性および経験は以下のとおりです。

取締役（監査等委員を除く）

氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	技術・研究開発	ESG	人事・労務
内藤 正	○	○	○		○			○
栃本泰浩	○	○			○	○	○	○
中山健二	○	○		○	○	○	○	
太田史朗	○	○			○	○	○	
土子雄一	○		○	○			○	
関 昌一	○		○		○			○

監査等委員である取締役

氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	技術・研究開発	ESG	人事・労務
相山外代司	○		○		○			○
今井 實			○		○			
小代順治				○	○			

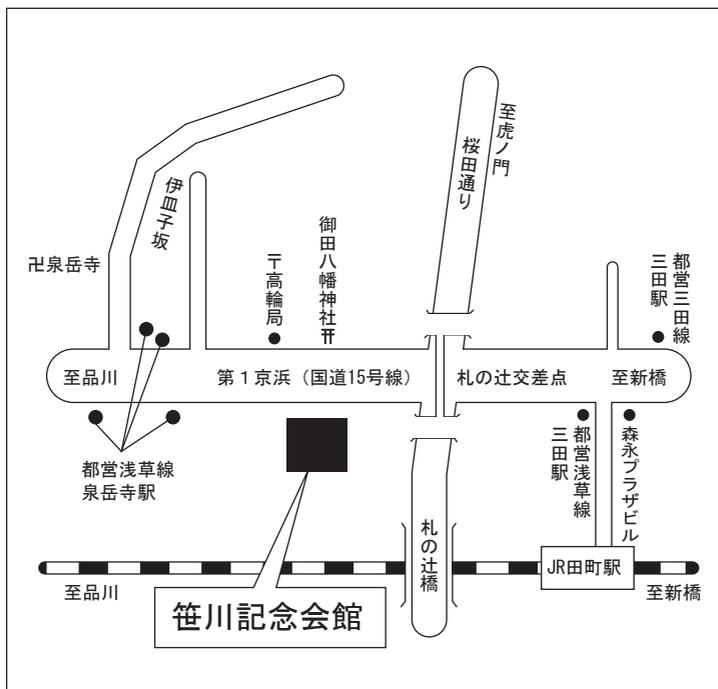
補欠の監査等委員である取締役

氏名	企業経営	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	リスク管理	技術・研究開発	ESG	人事・労務
蓮沼辰夫			○		○			

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区三田三丁目12番12号
笹川記念会館 4階 鳳凰の間
T E L . (03)3454-5062(代表)



〈最寄駅〉

- JR田町駅（三田口）より徒歩8分
- 都営地下鉄三田線三田駅より徒歩9分
- 都営地下鉄浅草線三田駅より徒歩6分
- 都営地下鉄浅草線泉岳寺駅より徒歩4分